

第6. 生活相談・家庭・身上相談

センターには、地区労働者から就労と生活にかかわる様々な相談が持ち込まれてくる。気軽に相談に応じているのでよろず相談所の観があり、相談内容は職員が知っていることを教えるだけですむ場合も多いが、関係機関に問い合せて適切な助言をあたえたり、専門の関係機関や行政の窓口へ相談に行くようすすめたり、紹介する場合も多い。又、本人が行なうべき諸手続きを代行したり代書することもかなりある。相談内容により問題が1日で解決できない場合には、相談処理記録を作成した相談件数は別表のとおりである。相談に来る労働者の主訴例をあげると

1) 一般生活相談

- 体調が悪く、仕事に行けなかった。食費、宿泊費がない。
- 労災事故、賃金未払、暴力事故などの相談に来たが解決せず、今日の生活費に困っている。
- 雇用保険の認定・給付の時間に遅れ、生活費がない。
- シノギヤにやられ、身ぐるみはがれた。等

2) 家庭身上相談

- 病院で就労不能と診断されたが、自己退院、強制退院の前歴があり、民生の窓口で受けつけてくれない。なんとかしてほしい。
- 差額ベット代がない。妻の出産費用がない。
- 日雇健保の傷病手当を申請中だが、支給日までの生活費がない。
- 入院するよう言われたが、日用品、タバコ銭もない。
- 家族と連絡をとりたいので、電話を貸してほしい。
- 官公庁から戸籍抄本、住民票の提出を求められているが取り寄せてほしい。戸籍が抹消されているがどうしたらよいのか。
- 友人が死んだが身内を探してやってほしい。
- 交通事故にあったが生活費がない。給与証明がない。引逃げされた。等

3) その他

- 日雇雇用保険・日雇健康保険の印紙を事業所がはってこない。
- 身障者手帳の交付、再交付の有技能の免許証の再交付。各種年金や軍人恩給などの手続きがわからない。等

53年度の相談の特徴としては、日雇雇用保険、日雇健康保険の手続きにかかわり、住民票、戸籍抄本が必要となり、その取り寄せ及び住民登録のための転出証明の取り寄せが多くあった。

分 月 別	就 労	健 保	医 療	住 民 票 抄 本	交 通 事 故	そ の 他	計
53年 4月	3	2		4		2	11
5月	2	2				2	6
6月	2	5	4	7	2		20
7月	2	3	2	5		3	15
8月	1	3	1	4	2	4	15
9月	1		3	2		1	7
10月	1	3	2	8		2	16
11月	3	1	2	6		4	16
12月	3	4	1	3	1	4	16
54年 1月	5	2	1	10		4	22
2月	3			11	1	4	19
3月		1	1	4	2	2	10
年度・計	26	26	17	64	8	32	173
分類の内訳	1) 就 労……雇用保険(印紙、就労申告書) 2) 健 保……健康保険(印紙、傷手申請) 3) 医 療……病気のための諸相談、健保事務を除く 4) 住民票・抄本……転出、異動証明書、戸籍の附票を含む 5) その他……以上に該当しないもの						

1. 短期宿泊紹介

短期宿泊紹介は、労働災害や、賃金不払い、その他の要因による不就労のため、その日の宿に困窮した労働者を対象に、一泊二食を原則として、社会福祉法人大阪自彊館に宿泊依頼をしている。

今年度の利用者数は表に示す通り各数字とも昨年に比し、減少しているが、これは限られた予算内の執行である、という事と併せて、真に困窮した人に利用してもらうために、従来、住々にみられた常連利用者等に対し啓発を行った結果である。

しかし、相談受付数が示している通り、防災、衛生、設備（テレビ・風呂）の充実した自彊館への需要度は高く、当業務の予算的見直しや、安全、安価な宿泊施設の設立が望まれるところである。

内 訳	昭和・年度	相談受付数	紹介人数	宿泊実人員	宿泊回数	朝食	昼食	夕食	合計
昭和53年	4月	105	42	40	42	42	6	42	90
	5月	122	50	49	50	50	2	50	102
	6月	145	59	58	59	59	4	59	122
	7月	108	48	44	48	48	7	48	103
	8月	112	38	34	37	37	6	37	80
	9月	80	31	31	35	35	9	35	79
	10月	110	40	37	40	40	6	40	86
	11月	99	41	41	42	42	2	42	86
	12月	105	46	44	46	46	4	45	95
昭和54年	1月	117	40	37	37	37	2	37	76
	2月	110	43	39	39	39	1	39	79
	3月	102	37	35	35	35	0	35	70
年度合計		1,315	515	489	510	510	49	509	1,068
前年度合計			815	780	805	803	85	804	1,692
対 比			-300	-299	-295	-293	-36	-295	-624

2. 病床見舞金品の給付

この地区の労働者のうち、負傷・疾病等により、一ヶ月以上の入院加療を要し、原則として、他の社会保障制度の適用を受けることがなく、援助を要する者については、一名あたり二千円を限度とする金品を支給する制度がある。

この制度の五十三年度における支給状況は、下表のとおりで、昨年と比較すると、見舞金では減少しているが、物品で増加している。

この傾向は、限られた金額を支給して事足りりとするよりも、適宜に物品で支給することの必要性を重要視した結果であって、支給物品の品種についても担当者間で選択し、巾広い運用を期しているものである。

	見 舞 金	見 舞 物 資
昭和53年		
4月	1	3
5月	1	10
6月	2	4
7月	0	2
8月	0	5
9月	2	6
10月	0	2
11月	3	4
12月	0	3
昭和54年		
1月	0	1
2月	0	1
3月	1	1
合 計	10	42
前 年 度 計	21	27
対 比	-11	+15

3. たずね人相談

たずね人の相談は(表Ⅰ)が示す通り大部分が家族・肉親からの音信の不通を訴えるものである。

また、その出身県については、西日本を中心としてはいるものゝ、全国に亘っていることは(表Ⅱ)を見れば明らかである。

本年度の当業務の中で特筆される事は、何と云っても解決件数が四割を超えたことであろう。(表Ⅲ)

これは、ポスターの掲示や早朝の寄り場でのマイク放送等の呼びかけが定着化し、労働者もそれに関心を寄せている為であろうと思われる。中には友人の名を放送で聞き、わざわざ本人をセンター窓口に来てくる事もあって、労働者間の交友関係の一端をかいま見る事がある。

表Ⅰ

	53年度件数	前年度件数	53年度対比	前年度対比
家族・肉親	68件	71件	70.6%	78%
友人・知人	8件	8件	84%	8%
事業主その他	18件	12件	21.0%	14%

表Ⅱ

	53年度件数	52年度件数	53年度対比	52年度対比
解決	40	31	42.5%	34.1%
中断	54	60	57.5%	65.9%
合計	94	91		



第7. 医療相談の事業

統計表による資料のうち、外傷手当とは、医師の手に委ねるほどの必要がない、と思われる軽度の外傷に対して通常家庭内で行われる程度の措置を、当センターで施しているものである。また、家庭薬の供与・も同じく胃腸に不振を訴える者に家庭薬を投与しているものである。

しかし、毎日の生活を日々の労働収入に依存している労働者が大多数をしめるこの地域の中では、長期の療養を要すると思われる疾病についてもセンターの手当、投薬で済まそうとする事態が応々に見られ、その様な労働者には適切な医療機関に通院する様に奨めているが、健康保険等を所持しない労働者には隣接する大阪社会医療センターへの診療依頼券を発行し、医師の治療を受けられる様にしている。この診療依頼券の発行数は、6,647件と、前年度比で19件の増加にとどまり、日雇健康保険の定着化の一端が見られるが、一方で参考資料として掲載している大阪社会医療センターの資料に依れば、診療依頼券による診療受診者数は、当センター以外の機関からの依頼者を含めても累計で16,985件となっており、受診した労働者の大多数の者が数度の治療を受けたのみで再就労していると推測され、日々の生活に追われる。という実態が一完治せぬうちに就労し再発を招くという悪循環を作り出し、当地区に於ける疾病の特徴の一つであると思われる。

これ以外に、深酒や暴力行為による疾病の相談も後をたたず、緊急を要する。と思われる者に就いては、急救車による措置を依頼している状態である。

	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
依頼	18,499	18,547	16,638	16,605	16,985
日雇健保	11,820	25,580	30,078	21,197	18,132
労災保険	13,959	11,719	11,711	14,871	14,903
各種保険等	9,916	9,524	8,460	10,025	10,397
生活保護	6,321	7,759	7,357	8,445	8,839
合計	60,465	73,129	74,244	71,143	69,256

上表は大阪社会医療センター提供

	外 傷 手 当						家 庭 薬		
	早 朝 一 般 小 計						早 朝	一	
	53年度	52年度	53年度	52年度	53年度	52年度	53年度	52年度	53年度
4 月	42	39	191	101	233	140	9,773	9,829	406
5 月	36	43	243	104	279	147	10,251	10,320	2
6 月	46	31	253	200	299	231	9,577	9,976	537
7 月	34	60	296	220	330	280	10,512	10,677	639
8 月	56	31	294	195	350	226	10,583	10,580	711
9 月	65	41	258	146	323	187	10,303	10,583	727
10 月	32	39	230	118	262	157	9,888	11,678	717
11 月	43	24	249	120	292	144	9,245	9,274	749
12 月	40	22	256	164	296	186	8,368	8,113	747
1 月	21	15	200	183	221	198	6,880	5,475	3
2 月	46	41	224	199	270	240	8,133	6,824	784
3 月	41	48	171	193	212	241	10,099	9,790	616
計	502	434	2,865	1,943	3,367	2,377	113,612	113,119	8,138
対 比	+ 68		+ 922		+ 990		+ 439		+1,450

※ 家庭薬供与とは胃腸に不振を訴える者へ家庭薬を与えているもの。

供 与 ※			医 療 紹 介		救急車・パトカー		合 計	
般	小	計						
52年度	53年度	52年度	53年度	52年度	53年度	52年度	53年度	52年度
665	10,179	10,494	534	495	1	0	10,947	11,129
549	10,903	10,869	519	566	4	1	11,705	11,583
761	10,114	10,737	619	637	5	2	11,037	11,607
586	11,151	11,263	658	593	4	8	12,143	12,144
460	11,294	11,040	552	631	3	2	12,199	11,899
462	11,030	11,045	524	549	0	5	11,877	11,786
508	10,605	12,186	569	551	1	4	11,437	12,898
517	9,994	9,791	522	495	2	1	10,810	10,431
722	9,115	8,835	558	562	5	0	9,974	9,583
534	7,733	6,009	553	536	4	0	8,511	6,743
482	8,917	7,306	479	475	0	1	9,666	8,022
442	10,715	10,232	560	576	3	5	11,490	11,054
6,688	121,750	119,807	6,647	6,666	32	29	131,796	128,879
	+1,943		+ 19		+ 3		+2,917	

第8. 日雇健保取次ぎの事業

あいりん地区の労働者の利便のために、昭和39年9月より日雇健康取次ぎ業務を行ってきた。

昭和53年6月からは、社会保険を始めとする関係機関の職員により、4階窓口にて業務を行っている。

従来、センターから就労する日雇労働者は、この日雇健保の必要性を痛感しながらも、殆んどの労働者が加入していなかった。

その理由としては、就労先の非一定性、宿泊所の不定、加入手続上の問題、事業所の保険手続と印紙貼付の消極性等によるものであった。

センターは、「日雇労働者の福祉の向上」と言う主旨からも、社会保障の一環としての健康保険を理解認識させるために啓発を行い、労働者の自立精神の高揚を図ってきた。

結果、保険当局の協力を得て、この地区から就労する日雇労働者の健康保険の加入手続の取り付きをテスト期間を含め39年9月から実施してきた。

当初は、手帳交付申請時の住民票の問題や、事業所の健保適用基準の事柄等があったが、これらについては、玉出社会保険の理解と協力を得たり、あるいは、事業所への再三にわたる啓蒙や指導を行ってきた。

44年頃までは、これらの制度の定着期にあった等の理由で手帳の新規交付数は減少している。

センターとしては、労働者が全員手帳を保持し、自らの健康のためにこの制度を自覚するようP・Rにつとめた結果、45年に至り、手帳交付、受給資格者票の取得者数が増加してきた。

50年には、制度の改正による給付額のアップ、期間の延長等により、被保険者の権利意識が高まり、以降年々増加の傾向を見せてきた。

53年度の取扱状況は別表①のとおりである。手帳交付数、資格者票数は減少しているが、受給資格確認の取得は、別表②に示すとおり、45年以降年々急増しており、これは日雇健保取得者にとって、その必要性が年々強ま

っていることが判る。

53年度の有効手帳数は、約15,000と推定され、受給資格は、毎月約4,000人（昨年は約3,800人）が取得し、活用している。

療養のために休養に入った日の4日目以降支給される傷病手当の申請および給付の取付き件数は、51年7月をピークに激減している。

51年7月の申請総数は5,368件、給付総数は5,354件である。

53年7月の申請総数は513件で、給付総数は585件である。同じく総交付金額も51年9月には、2億3,878万円を最高として以降減少している。53年9月の総交付金額は2,804万円である。年間支給額は、53年度は51年度の約13%になっている。53年度総交付金額は3億1,177万円で、51年度総交付金額は23億7,336万円である。

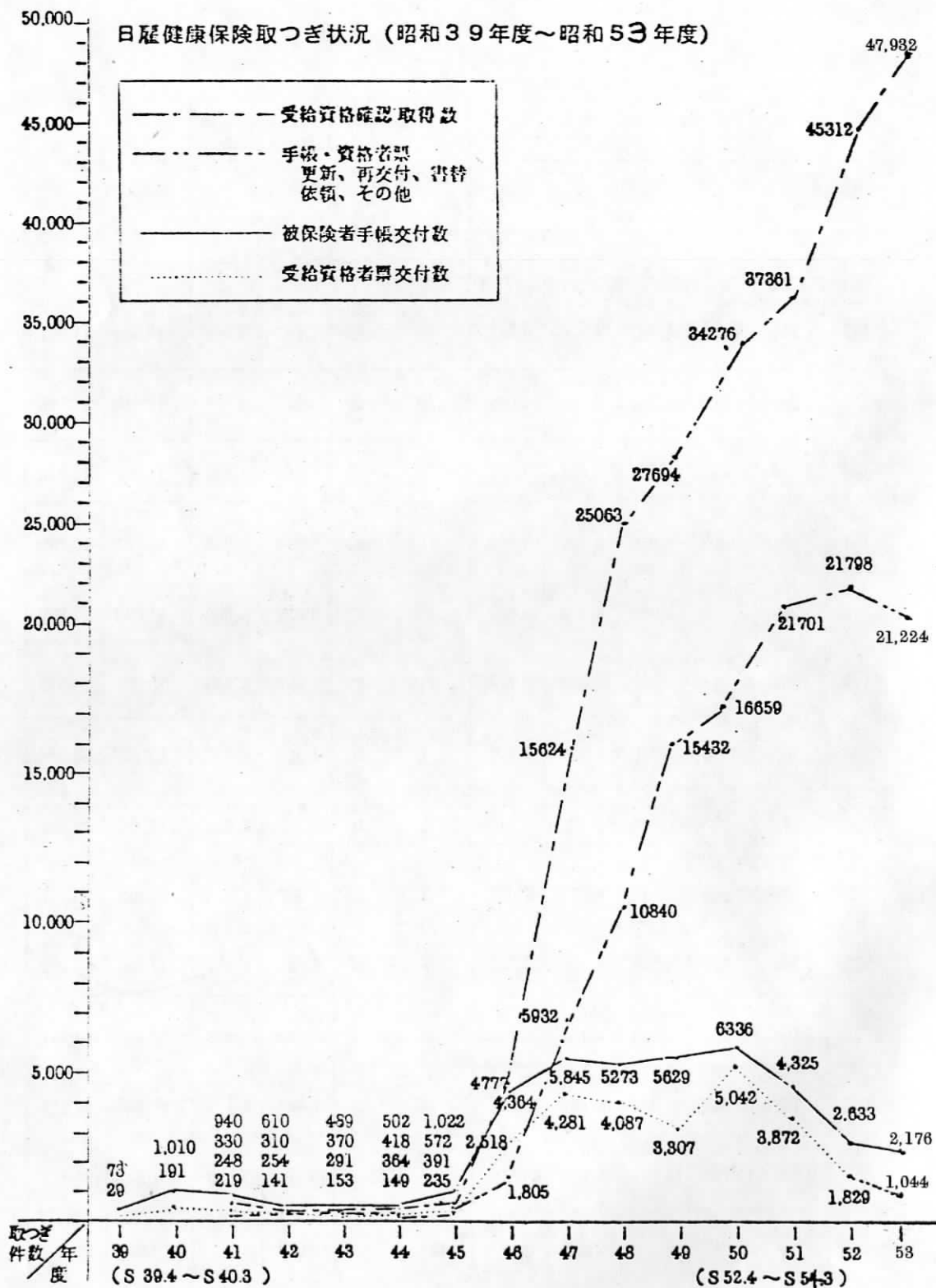
この傷病手当については、1昨年、全国の予算枠の40%をこのあいりん地区で支給していた現状について（朝日新聞51年5月28日付）社会保険局からも指導の通達がだされ、あわせて生活難の労働者には、給付を強制せず、健康保険の適用を認めるという「特例措置」の検討がなされた。

そのなかで最大の課題は、印紙の貼付であり、このことについては、保険料の納付義務者である事業主への徹底、社会保険事務所の指導、および監督、加えて、日雇労働者自身の理解が重要であり、当センターも、事業主や労働者に対して啓蒙を強めていく必要がある。

又、大阪社会医療センターの外来患者の分類（別表○）にもみられるように日雇健保の利用者は最も多く就労が短期で断続的、しかも就労先が転々とする日雇という厳しい労働条件にある労働者にとって、この日雇健保は不可欠のものであり、労働者や事業主は勿論、社会的にも、労働者が社会保険を等しく享受できるよう今後も理解と配慮が必要である。

	被 保 険 者 手 帳								受 給			
	新 規		更 新		再 交 付		小 計		新 規 更 新			
年度 月	53年度	52年度	53年度	52年度	53年度	52年度	53年度	52年度	53年度	52年度	53年度	52年度
4 月	250	295	737	622	243	247	1,230	1,164	81	241	675	615
5 月	262	269	895	801	302	308	1,459	1,378	89	254	739	712
6 月	218	237	658	711	251	301	1,127	1,249	113	211	599	651
7 月	150	188	639	620	231	276	1,019	1,084	100	175	606	541
8 月	159	176	692	712	226	285	1,077	1,173	96	163	618	611
9 月	165	232	641	650	210	234	1,016	1,116	96	143	540	560
10 月	163	232	720	792	244	255	1,117	1,279	86	136	519	511
11 月	157	280	776	752	234	270	1,177	1,302	76	118	596	553
12 月	141	162	701	668	206	251	1,048	1,081	83	138	616	601
1 月	148	183	854	946	272	270	1,274	1,399	81	100	835	898
2 月	158	147	550	626	215	204	923	977	50	67	447	408
3 月	205	232	645	657	239	223	1,089	1,112	93	83	562	536
合 計	2,176	2,633	8,508	8,557	2,873	3,124	13,556	14,314	1,044	1,829	7,352	7,197
対 比	-457		- 49		-251		-758		-785		+155	

資 格 者 票						その他の申請		資格確認+受給 資格者票+傷病 手当申請分 受給資格者票 の 返 戻		取扱件数合計	
再 交 付 小 計				資 格 確 認		被 扶 養 者 届 氏 名 変 更					
53年度	52年度	53年度	52年度	53年度	52年度	53年度	52年度	53年度	52年度	53 年度	52 年度
198	233	954	1,089	3,676	3,574	24	22	4,680	5,362	10,564	11,211
241	318	1,069	1,284	4,282	4,093	25	23	5,408	5,988	12,243	12,766
196	290	908	1,152	4,012	3,884	24	27	4,966	5,630	11,037	11,942
191	234	897	950	3,927	3,580	15	23	4,876	5,095	10,734	10,732
219	266	933	1,040	4,049	4,022	13	22	5,024	5,630	11,096	11,887
178	234	814	937	3,836	3,746	11	22	4,695	5,131	10,372	10,952
193	169	798	816	3,959	3,749	5	20	4,808	4,987	10,687	10,851
184	173	856	844	4,126	3,945	2	19	5,022	5,099	11,183	11,209
169	178	868	917	4,022	3,677	3	18	4,927	4,848	10,868	10,541
224	245	1,140	1,243	4,107	4,075	1	24	5,282	5,511	11,804	12,252
178	164	675	639	4,154	3,689	3	9	4,866	4,420	10,621	9,734
184	168	839	787	3,782	3,278	10	19	4,663	4,129	10,383	9,325
2,355	2,672	10,751	11,698	47,932	45,312	136	248	59,217	61,830	131,592	133,402
-317		- 947		+2,620		-112		-2,613		- 1,810	



第9. 「センターだより」の発行

センターでは、昭和53年1月から地区の労働者の生活に役立て、併せてセンター業務の円滑な運営に資するため、「センターだより」を発行している。

紙面に登載する内容としては、センター業務の紹介、告知事項、労働者として知っておきたい知識等であるが、労働者の投稿も歓迎して登載している。

創刊号は昭和53年1月20日に発刊、以降毎月1回発行しており、昭和54年4月までに15号の発行となる。

部数は、毎回約2,000部とし、センターを利用する労働者をはじめ、各関係機関に配付している。

これに対する反応は、様々と聞いているが、毎月の発行が楽しみだと言う声も少なからずあり、大へん嬉しく思っている。

(非 売)

発 行 所 大阪市西成区萩之茶屋1丁目3番44号

財団法人 西 成 労 働 福 祉 セ ン タ ー

電 話 641-0131(代)